



SU Partners Tax Corporation

SUレター

05
2022

暦の上では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special × feature

- ◆新・退職所得の受給に関する申告書～改正点と概要～
- ◆3月分以降の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

新・退職所得の受給に関する申告書 ～改正点と概要～

2022年に入って、退職金支給時に受給者から提出を受ける申告書が2回改正されています。これらの改正点と、新しい申告書の概要を確認します。

支給時の源泉徴収事務

退職手当等を支給する際には、原則、源泉徴収事務が発生します。具体的には退職手当等に対して源泉所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）と住民税を計算して差し引き、原則、翌月10日までに納める手続等を行います。退職手当等の受給者へは、原則、支給時に支払明細書、退職後1ヶ月以内に源泉徴収票・特別徴収票をそれぞれ交付します。

差し引く源泉所得税の計算方法は、「退職所得の受給に関する申告書」の提出があるかないかで、次のとおり異なります。

提出有無	計算方法
提出あり	退職手当等の受給者の勤続年数等に応じた計算式により計算（住民税は未提出でもこの計算を準用）
提出なし	退職手当等に対して20.42%の税率を乗じて計算

「退職所得の受給に関する申告書」（住民税は「退職所得申告書」として兼用）は、退職手当等の受給者がその支払を受ける時までに支払者へ提出する書類です。この提出を受けた支払者は、提出期限の翌年1月10日から7年間保管し、その間に税務署長から求めがあった場合は税務署へ提出します。

申告書の改正

「退職所得の受給に関する申告書」は、2022年（令和4年）1月と4月に改正がありました。

いずれも以下の令和3年度税制改正に伴い、改正されたものです。

(1) 【1月】勤続年数5年以下の者への退職手当等に係る課税の改正

退職所得の金額は、原則、次の算式により計算します。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

ただし、勤続年数5年以下の者の退職手当等（税法上の役員等の立場で受けた退職手当等を除く）について、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超えるときは、上記算式ではなく、次の算式により退職所得の金額を計算する改正が行われました。この改正は、2022年1月1日以後支払われるべき退職手当等からの適用です。

$$\begin{cases} \text{【(収入金額} - \text{退職所得控除額)} > \text{300万円の場合】} \\ 150 \text{万円} + \{\text{収入金額} - (\text{300万円} + \text{退職所得控除額})\} \end{cases}$$

(2) 【4月】確定拠出年金法改正に伴う改正

確定拠出年金法が2020年に改正され、確定拠出年金における老齢給付金の受給開始時期が、2022年4月1日から次のようになりました。

改正前	改正後
加入者資格喪失後の60歳から70歳までの範囲で選択可	加入者資格喪失後の60歳から75歳までの範囲で選択可

この改正に伴い、退職所得控除額の特例計算の適用要件の一つ、“その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合の期間”について、次の

改正がありました。この改正は、2022年4月1日以後に支払を受けるべき確定拠出年金法の老齢給付金として支給を受ける一時金について適用します。

改正前	改正後
14年内	19年内

新しい申告書

2022年以降に「退職所得の受給に関する申告書」を作成する場合、①1月から3月まで、②4月以後、とで異なります。ここでは、②の「退職所得の受給に関する申告書」をもとに概要を確認します。

[退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 (2022年4月以後)]

[A] すべての人が記載します。
他に退職手当等の支払を受けたことがなければ、これより下（[B] 以下）の記載は不要です。

（用語の定義）

- ①特定役員等勤続期間
…特定役員退職手当等^{*1}に係る勤続期間
- ②短期勤続期間
…短期退職手当等^{*2}に係る勤続期間
- ③一般勤続期間
…一般退職手当等^{*3}に係る勤続期間
- ④年数…1年未満の端数切上げ（[B] 以下も同様）

- *1 税法上の役員等としての勤続年数（以下、特定役員等勤続年数）が5年以下である人がその特定役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの
- *2 短期勤続年数（税法上の役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等としての勤務期間がある場合はその期間を含む）に対応する退職手当等のうち、特定役員退職手当等以外のもの
- *3 退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外のもの

[B] 次に該当する場合に記載します。[E]も記載。
※他の退職手当金等に係る源泉徴収票・特別徴収票の写しを添付
 本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合

[C] 次に該当する場合に記載します。[E]も記載。
 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19年内[※]）に退職手当等の支払を受けたことがある場合
※3月末までは14年内

[D] 次に該当する場合に記載します。
 [A] 又は [B] の退職手当等に係る勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部でも通算されている場合

[E] [B] 又は [C] の記載対象者が記載します。

すべての人が記載します。
支払者の法人番号（個人番号）以外を記載します。

年 月 日		年分		退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
退職者 （住所） 氏名 氏名 個人番号 法人番号 （個人番号）	現在 住所 氏名 氏名 個人番号 法人番号 （個人番号）	この人欄には、全ての人が記載してください。但ながら、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下の目以下の各欄に記載する必要がありません。			
① 退職手当等の支払を受けることになった年月日		② この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		③ 退職手当等の種類	
④ 退職の区分 <一般・障害の区分> 一般・障害 { } <生活扶助の有無> 有・無		⑤ 勤続期間		⑥ 退職手当等の種類	
⑦ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受けている場合には、19年内 [※] ）に退職手当等の支払を受けたことがある場合		⑧ ③又は⑤の通算勤続期間のうち、⑤の勤続期間と重複している期間		⑨ ④又は⑤の通算勤続期間のうち、⑤又は⑥の勤続期間と重複している期間	
⑩ 退職手当等に係る勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間の一部でも通算されている場合		⑪ 退職手当等の種類		⑫ 退職手当等の種類	
区分		収入金額	源泉徴収額	特別徴収額	支払金額
一般					
特定役員					
短期					
C					

申告書の出典：国税庁HP「[手続名]退職所得の受給に関する申告（退職所得申告） 令和4年4月1日以後 退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/391-2.pdf>

申告書の裏面には「申告書の書き方」があります。詳細はそちらでご確認ください。

参考：国税庁 HP「令和4年版 源泉徴収のあらまし 退職所得の源泉徴収事務」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2021/pdf/05.pdf> ほか

3月分以降の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率について、2022年度も例年どおり、3月分（4月納付分）から改定されました。

都道府県支部別の保険料率

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部別に設定されており、2022年3月分からは下表のとおりです。

このうち、最も高い保険料率は佐賀県の11.00%、最も低い保険料率は新潟県の9.51%で、佐賀県と新潟県の保険料率の開きは大きなものとなっています。

介護保険料率は引き下げに

全国一律である介護保険料率は毎年見直しが行われ、2022年3月分からは、1.80%から1.64%への引き下げとなりました。

2022年度の労働保険料の率

① 労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直されることになっています。2022年度は見直す年に該当しないため、変更されない予定です。

② 雇用保険料率

雇用保険料率は毎年度、財政状況に照らして見直され、2022年度は変更が2回予定されています。2022年4月1日から9月30日までと、10月1日から翌年3月31日までの2つの期間です。注意しましょう。

2022年3月分からの健康保険料率（都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.39%	東京都	9.81%	滋賀県	9.83%	香川県	10.34%
青森県	10.03%	神奈川県	9.85%	京都府	9.95%	愛媛県	10.26%
岩手県	9.91%	新潟県	9.51%	大阪府	10.22%	高知県	10.30%
宮城県	10.18%	富山県	9.61%	兵庫県	10.13%	福岡県	10.21%
秋田県	10.27%	石川県	9.89%	奈良県	9.96%	佐賀県	11.00%
山形県	9.99%	福井県	9.96%	和歌山県	10.18%	長崎県	10.47%
福島県	9.65%	山梨県	9.66%	鳥取県	9.94%	熊本県	10.45%
茨城県	9.77%	長野県	9.67%	島根県	10.35%	大分県	10.52%
栃木県	9.90%	岐阜県	9.82%	岡山県	10.25%	宮崎県	10.14%
群馬県	9.73%	静岡県	9.75%	広島県	10.09%	鹿児島県	10.65%
埼玉県	9.71%	愛知県	9.93%	山口県	10.15%	沖縄県	10.09%
千葉県	9.76%	三重県	9.91%	徳島県	10.43%		

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、上記保険料率に全国一律の介護保険料率（1.64%）が加わります。

新たな健康保険料率および介護保険料率を確認するとともに、変更時には徴収のタイミングの間違いや保険料率の変更もれがないようにしましょう。